

指定された施設は、原則全て禁煙、罰則規定も設けられることになった。

役場庁舎及び庁舎敷地内も全面禁煙としていることから、職員が勤務時間中に職場を離脱し喫煙するなどの行為は、公務員としての信用失墜行為であり、職務専念義務に違反する行為として処分も検討する必要がある。

地内禁煙、勤務中の禁煙を説明するようにしてはどうか。

採用試験の面接時における質問禁止事項に「個人の嗜好など本人の自由であるべきこと」も含まれていることから、面接時に喫煙の有無を確認し、禁煙を促すようなことはできないものとの認識である。

《大高議員》

②受動喫煙対策を講じる自治体であることを明示の上、職員募集をすべきであると思うが、町の見解は。

《町長》

たばこを吸うか吸わないかは個人の判断によるものであり、地方公務員法の欠格条項にも該当しないことから、民間企業のように採用条件や就業規則等に盛り込むことはできないものと考えている。

《大高議員》

③採用試験の面接時、受験者に対し喫煙の有無を聞き、敷



受動喫煙のない社会を!

詳細は、厚生労働省ホームページ(<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

なくそう!望まない受動喫煙

検索



困窮家庭の調査と対応について

《大高議員》

県内小学5年生と中学2年生がいる世帯を対象に、県が実態調査を実施した結果が公表され、所得が基準以下の困窮家庭が全体の1割を占めた。①当町でも、この種の調査を実施すべきである。

《町長》

当町においても、子供の貧困の実態を把握する必要性はあるものと考えているが、経済的に困窮し最低限度の生活を維持できない家庭かどうかは慎重に調査しなければならぬため、これらのことを考慮しながら「子供の生活実態調査」の実施について検討していく。

《大高議員》

②困窮家庭の子供たちが、自由に大学や専門学校に進学できるよう、支援制度や補助する仕組みを作る必要があるの

ではないか。

《町長》

国の支援制度として「大学等における修学の支援に関する法律」が、令和元年5月10日に成立しており、意欲のある子供たちの進学を支援するため、授業料・入学金の減免、返還を要しない給付型奨学金の大幅な拡充により大学・短期大学・高等専門学校・専門学校を無償化するもの。現在、令和2年4月からの実施に向け、詳細な制度設計の検討が進められているところである。制度の概要として、減免の上限額は、国公立大が入学金約28万円、授業料は年間約54万円、私立大学は入学金約26万円、授業料約70万円となる。

給付型奨学金の上限額は、国公立大などに

通う自宅生は年間約35万円、自宅外生が約80万円、私立大学などは、自宅生が約46万円、自宅外生が91万円となり、対象者については、住民税非課税世帯及びそ

れに準ずる世帯の学生となっている。

《大高議員》

③現在、町が行っている高等教育修学支援資金制度はそのままに、全く別の、困窮家庭のみ該当する新たな制度を作れないか。

《町長》

当町では高等教育修学支援資金制度において、無利子の奨学金の貸付けを行っているが、これ以外の困窮家庭だけに当てはまる全く別の制度を作るとなると、財源の確保が難しい状況にあるので、国の支援制度の活用について、周知を図りたい。

